

第百三十六回 参議院商工委員会 會議録 第十三号

平成八年六月六日(木曜日)
午前十一時三十分開会

委員の異動

六月五日

辞任

久保 亘君

補欠選任

山本 正和君

出席者は左のとおり。

委員長

香掛 哲男君

理事

加藤 紀文君

久世 公亮君

荒木 清寛君

前川 忠夫君

斎藤 文夫君

坂野 重信君

中曾根弘文君

野間 越君

林 芳正君

平田 耕一君

加藤 修一君

長谷川 清君

平田 健二君

山本 正和君

薬科 満治君

山下 芳生君

小島 慶三君

国務大臣

国務大臣
(内閣官房長官)

梶山 静六君

政府委員

公正取引委員会
委員長

小粥 正巳君

公正取引委員会
事務局長 糸田 省吾君

公正取引委員会
事務局経済部長 塩田 薫範君

公正取引委員会
事務局取引部長 大熊まさよ君

公正取引委員会
事務局審査部長 矢部丈太郎君

事務局側

常任委員会専門員

里田 武臣君

本日の會議に付した案件

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公正取引委員会事務局の地方事務所の管轄区域の変更及び支所の設置に關し承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(香掛哲男君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨五日、久保亘君が委員を辞任され、その補欠として山本正和君が選任されました。

○委員長(香掛哲男君) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案及び地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公正取引委員会事務局の地方事務所の管轄区域の変更及び支所の設置に關し承認を求めるの件、以上兩案件を一括して議題といたします。

兩案件の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○平田耕一君 公正取引委員会から「最近の公正

取引委員会の取組」ということし五月の文書をちょうだいしまして、その中に「企業結合規制の見直し」という欄がございます。持ち株会社等の一部改正と第四章の手続面を中心とする検討ということが記載されておるわけであります。

さきの商工委員会でも、母体行についてこの第四章十三條三項の長年にわたる違反の確認をしていただいたばかりでありますし、なおかつその行為につきまして私自身、独占禁止法上の問題というものもあるんじゃないかという疑問も持っておりますので、その関連でこのたびの法改正というところであれば大変に注意するべきだと私自身は思っておりますが、そのかわりについて簡単にお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(小粥正巳君) ただいまのお尋ねは、現在御審議をお願いしております公正取引委員会事務局の組織強化についての法案と企業結合関係についての一般的な見直し、これは現在私ども大事な仕事として取り組んでおりますけれども、その関連についてのお尋ねでございます。

申すまでもなく、事務局組織の抜本的強化につきましては、政府が策定いたしました、今年三月に改定をされておりますけれども、規制緩和と推進計画におきましてその旨が明記されているところでございます。それから、いま一つお尋ねの持ち株会社規制の見直しを含む企業結合関係についての見直しにつきましては、同じくこの規制緩和と推進計画の中でやはり検討すべき課題として取り上げられておるところは御案内のとおりでございます。

このような状況を踏まえて、私ども、まず予算関連でもございます組織強化の検討を行い、先般改正法案を提出して、現在、御審議をちょうだいしているところでございます。

一方、企業との結合関係についての見直しにつき

ましては、独占禁止法第四章改正問題研究会を開催するなど所要の検討を行ってまいりまして、その中の一つの大きなテーマでございます持ち株会社関係についても検討をしてまいりました。この持ち株会社規制の見直しにつきましては、御案内のとおり、現在、与党三党で独占禁止法改正問題プロジェクトチームが設置をされまして調整が行われているところでございまして、私どもその調整を見守っているところでございます。

この持ち株会社規制の見直しの問題と、それからただいま法案をお願いしております事務局組織の強化問題とは、これは直接の関係はないわけでございますが、ともに規制緩和との関連で、私どもといたしましては、あるいは政府全体としてその検討、そして検討の結果によっては所要の措置を講ずる必要がある、そういう意味で双方とも独占禁止法に關連する重要な課題である、こういうふうに認識をしております。

○平田耕一君 ありがとうございます。

それでは次も同じく「最近の公正取引委員会取組」の書類の中から、「法運用の透明性の確保」というふうに記載をさせていただいております。『行政指導に関する独占禁止法上の考え方』というガイドラインの作成というふうになっておるわけでございます。それは平成六年六月三十日付の作成でございますが、その文中の「はじめに」という前文のうち、「事業者又は事業者団体の行為については、たとえそれが行政機関の行政指導により誘発されたものであっても、独占禁止法の適用が妨げられるものではない。」というふうにあります。これはこのガイドラインが出される前からある考え方であろうと思ひますが、独占禁止法が制定されて以来ということではよろしいでしょうか。簡潔にひとつお答えいただきたいと思います。

○政府委員(小野正巳君) ただいまお尋ねがございました、私どもが昨年六月に公表した行政指導ガイドラインにつきましては、これまで他の行政機関との調整事例あるいは違反被疑事件審査過程等で認められた事例などを踏まえながら、行政指導に関する独禁法上の考え方をこの段階でより明確、具体的に明らかにしたものでございます。そして、今御指摘のように、その中で、事業者団体あるいは事業者の行為について、たとえそれが行政機関の行政指導によって誘発されたものであっても、独禁法違反行為の要件に該当するときは独禁法の適用が妨げられるものではないということをお記しております。

一方、実は十数年前でございますけれども、昭和五十六年に公表いたしました改定前の行政指導ガイドラインがございましたけれども、この中には、ただいまの点につきましては、「行政指導は、そのあり方によっては、独占禁止法に違反するカルテル等を誘発するおそれがある」、こういう記載をしております。したがって、行政機関の行政指導によって誘発された行為でありまして、法違反の要件に該当するときは当然に独禁法の適用があることを前提として、独禁法と行政指導との関係についての考え方を明らかにしているものでございます。

したがって、その点にしましては、現行のガイドラインと改定前のガイドラインとの間で基本的に考え方が異なるものではございません。

○平田耕一君 ありがとうございます。同じくその前文の中に「公正取引委員会は、独占禁止法との関係において問題を生じさせるおそれがある行政指導については、従来、個々の事業ごとに事前に関係行政機関と調整を図り、問題点を指摘し、改善等を要望してきたところである。」とあるわけですが、以下の質問に対してイエス、ノーでお答えいただければ短時間に終わると思いますのでお願いしたいんですが、その打ち合わせをされた個々の事業の中に大蔵省銀行局の打ち合わせの実績が入っておりますか否か、お尋ねしたいと思っております。

○政府委員(小野正巳君) ただいまのお尋ねは、この行政指導ガイドラインの対象として、例えば大蔵省の金融行政上の行政指導が入っているかというところでございますが、これは当然対象でございます。

○平田耕一君 個々の事業でそういう実績があったというところで解釈させていただいてよろしゅうございますか。

○政府委員(小野正巳君) 金融行政上の行政指導につきましては、この行政指導ガイドラインのいわば適用と申しますか、そのような具体例があるかどうかという点につきましては、具体例として私直ちに承知をしておりますけれども、いずれにしまして、この行政指導ガイドラインにつきましては、分野にかかわらず行政官庁の行政指導一般に適用されるものでございます。

○平田耕一君 個々の事業ごとに調整を図ってきたという過去形で書いてありますので、実際の問題の中に銀行局との調整が入っておったかどうか、後は御連絡いただければありがたいと思っております。

次の質問に移りますが、同じくその前文に「行政機関においては、本考案に十分留意するとともに」というところで、「行政指導を行うに当たって個々の事業ごとに事前に公正取引委員会と調整することを期待するものである。」とありますが、これは現時点においては各省庁にすべて徹底しておるといふ解釈でよろしゅうございませうか、お答えいただきたいと思います。

○政府委員(小野正巳君) ただいまの点でございますけれども、これは政府が策定をいたしました規制緩和と推進計画及び改定計画におきまして「規制緩和後において、規制に代わって競争制限的な行政指導が行われることのないよう、」ただいま御指摘の「行政指導に関する独占禁止法上の考え方」の趣旨を踏まえ、関係省庁は公正取引委員会と事前に所要の調整を図る、こういう意味で閣議決定がなされておるわけでございます。

て、私ども、そして関係各省もこの趣旨に従って調整を行っております。

○平田耕一君 同じくその前文の中に「本考案方においては、次の用語は、以下のような意味を持つものとする。」とありまして、「事業者」の欄に「商業、工業、金融業その他の事業を行うもの」となっておりますが、その中に例えば住宅と母体行を含むことができるかどうか。事業者団体の中に全銀協、全信協、全信中協を含むことができるかどうか。行政指導のそういう言葉の中に、平成二年三月二十七日の「土地関連融資の抑制について」という銀行局長通達を含むことができるかどうか。この三点をイエス・ノーでお答えいただけますでしょうか。

○政府委員(小野正巳君) ただいまの御質問は、すべてそのとおりでございます。

次に移ります。同じくそのガイドラインですが、流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針につきましてお尋ねいたします。

やっぱりその「はじめに」という前文の二の最後の段でございますが、「本指針は、主として財の取引について独占禁止法上の考え方を示したものであるが、役務の取引についてもその考え方は基本的に同様である。」というふうに書いてあります。その「役務の取引」というところに融資ということが含まれるかどうか、お答えいただけますか。

○政府委員(小野正巳君) ただいまお尋ねの役務の取引の中には、金融機関の役務取引一般、したがって、お尋ねの融資も含まれると考えております。

○平田耕一君 同じく流通・取引慣行の指針につきましまして、第一部の第一、「顧客獲得競争の制限」、その二に「事業者が共同して行う顧客獲得競争の制限」とのところに「事業者が他の事業者と共同して、例えば次のような行為を行い、」云々とありまして、その「当該行為は不当な取引制限に該当し、独占禁止法第三条の規定に違反する

(注一)」というふうにあるわけでありまして、その「(注一)」の説明が「明示の決定がなされなくとも、事業者間に取引先の制限又は市場の分割」云々ということがあって、「制限されれば独占禁止法に違反する。」とあるわけでありまして、この「明示の決定」という言葉は、いわゆる業界での明確な取り決め事項とか話し合いの事実等であることを意味するのでありませうか、お答えいただけますか。

○政府委員(小野正巳君) ただいまのお尋ねは、流通・取引慣行ガイドラインにおきましては事業者間の例えば取引先の制限あるいは市場の分割等に係る業界共通の意思、その共通意思の形成というもののついて明示の決定がなされているかどうか。明示の決定は、具体的にはただいま御指摘のように、仮に申し合せて決定をされている、あるいはその文書が記録されている、そういうものが通例でありませうけれども、いずれにしましても、まさに実態に即して明示と認められれば、いわば共通の意思決定が明らかに確認できるという意味でございます。

そこで、明確な申し合わせや協定がない場合にかどうか。それが次の問題にならうかと思っておりますけれども、必ずしも明示の決定がなされなくても、共通の意思の連絡があるということが事実として確認をできる場合、例えば他の者の行動を予測し、これと歩調をそろえる意思が形成をされていれば、いわゆる明示ではなくて暗黙の了解であっても共同して行ったものと認められる場合があり得るわけでございます。それはあくまで事実いかんでございます。

○平田耕一君 ありがとうございます。同じくガイドラインであります、会社の株式所有の審査に関する事務処理基準についてお尋ねします。

やっぱりその「はじめに」の前文の「本事務処理基準は、会社の株式所有が、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かを判断するに当たり、」というところでありまして、

が、この「会社の株式所有」という文章の解釈が大変重要であると思ってお尋ねをいたします。

例えばJCBグループ、UCグループ、信託銀行、第二地銀協会等のメンバーの株式所有によって設立されたそれぞれのグループの共同出資会社たる住専がその母体との関連において、さきに質問いたしました行政指導に関するガイドライン、流通・取引慣行のガイドライン等により独占禁止法上の適法性を判断する必要がある場合、その遠因が、あるいは根本原因が共同出資会社たる住専の設立そのものであることをもってその文章の中の「会社の株式所有」という文章の解釈をすることができると思いますが、時間がかかるようであれば、後日また御返事をいただきたいというふうに思います。

○政府委員(小野正巳君) ただいまのお尋ねは、いわゆる住専と母体行との関連を例に取り上げられまして、これが会社の株式所有の審査に当たって競争の実質的制限につながる問題としてどのように評価するか、そういうお尋ねであらうかと思っております。

ただいまの例で申しまして、親会社と子会社、あるいは親会社間で株式所有による結合関係があるかどうか、これについてまず私どもの事務処理基準上で一定の基準に従いまして結合関係の有無を判断いたします。次いで、その結合関係があるものとみなされた場合にさらに、ただいまお尋ねのその結果としての一定の取引分野における競争の実質的制限につながるおそれがあるかどうか、その内容についての審査をいたします。

そのような順序で判断をするわけでございまして、具体的に母体行と住専との関係につきましては、この母体行と住専の関係を一般的に考察いたしますと、私ども、これが結合関係が認められるとは考えにくいというふうに判断をしております。

○平田耕一君 まさしくその点がこの論点の分かれ目であらうと思ってお尋ねしました。若干この「会社の株式所有」という文章の解釈がまだ

ちよっと腑に落ちませんので、また事務局と詰めさせていただきますかと思っております。

それから、最後の質問であります。

かねてから指摘をさせていただきました十三条第三項の役員兼任届け出義務について、過去一切の届け出がなかったことはさきの商工委員会での確認をさせていただきました。しかし、現在その届け出の要請に当たって兼任届け出がなされたということでありまして、住専と母体行といえ、小野委員長と同等の経歴、資格、識見をお持ちになっている大蔵OBの方々が多数天下りされておられ、なおかつ銀行局の直接監督下にある数少ない金融機関であり、法律を知らなかったということでは済まされない立場であらうと思っております。

その人々が独占禁止法にのっとった株主比率をもって住専を設立し、その法律に罰則まで規定されている届け出を一切ななかったというのは何ゆえなのか。独禁法の厳正な運用を目指す公正取引委員会として、その何ゆえかということ調査する必要があると思いますが、いかがでございましょうか。最後にお答えいただきまして、質問を終わりたいと思っております。

○政府委員(小野正巳君) ただいまのお尋ねは、企業の結合関係の一つの形態であります役員兼任について、これは独占禁止法上、第十三条第三項の規定でありますけれども、届け出義務がございす。もしこの届け出がなされていない場合、あるいは虚偽の届け出がなされた場合には、御指摘のように罰金刑に処する、このような定めがあるわけでございます。

ところで、ただいまお尋ねの住専に役員を派遣しております母体行からの役員兼任届け出書の問題でございすけれども、これは御指摘のとおり、この点についての届け出書がある段階まで未提出であったことは事実でございす。そこで、私ども未提出の事実を認めまして、直ちに指導によりまして迅速に提出を求めたところでございす。したが、これらの会社は、いずれも直ちに私どもの指導に従って自主的に役員兼任届け出書を提出し

てきたところでございす。

この届け出義務を怠っていた、そして私どもの指導によってこれがいわば迅速に補完をされた、こういうことでありますが、確かに届け出義務違反という事実が私どもも認識するところでございます。これは当然その対象である母体行が独禁法の規定について十分承知をせず、あるいは注意をせず届け出を怠ったということでありまして、私もそれはまことに遺憾であると考えております。一方また、私どもがこのような点について法律上の規定が遵守されていなかった、それも相当期間その事実が存在したということに、大変申し訳ないんですが、気がつかなかったというところは、十分私どもの監視が行き届いていなかったということ深く反省をしております。

ただ、この点につきましては、このような届け出につぎましては、私どもその届け出がないことに気がついたとき速やかに指導によって届け出書の提出を求める、それによって届け出書が速やかに提出をされれば、大変遺憾なことではありますけれども、この違法行為がそこで結果的に治癒された、こういうふうにご考察しているわけでありまして、そのようなケースについて法律上の規定にございす罰則を科するという点については特段検討を行ってはおきません。

ただ、申すまでもないわけでございすけれども、もし悪質な届け出義務違反があるというケースにつぎましては、今後とも罰則の適用を含めて厳正に対処する所存でございす。

○平田耕一君 もう一問だけ。

かなり長期の届け出義務違反でありますし、先ほど質問で申し上げましたように、そういう形で当然知っておっていただかなければならない企業、人々であります。日本の産業をリードしておる銀行あるいは大蔵からの転出ということでありまして、これはなぜ届けられなかったのかというその理由については、もう不問に付すというお考えでございすでしょうか。

私自身は、やっぱりなぜなのかということだけはぜひとも教えていただきたい、しかる後に、届け出義務違反だからということとはよくわかるわけでありまして、届け出が何年間か、もしかすると二十何年にわたるかもしれない、なぜなのかということ、それを調査いただくことによつて事の本質の一部でもかいま見ることができんじやないかなという思いがありますので、ぜひともなぜなのかということだけは調査をしていただいて、そして不問に付すということでない、今後この条項を適用できる、もっとも届け出が促進されれば結果いいわけですが、悪質な違反があったとしてもそれを摘発することは難しいと思っております。ぜひお願い申し上げたいと思っております。

○政府委員(小野正巳君) ただいまの御指摘は私ども深く反省をしなければいけないところでございす。

端的に申し上げれば、このケースは、当然知るべき、認識すべきであった独禁法上の企業結合関係の届け出義務について該当事がこれを知らなかったと、私もそういうふうにご認識をするわけでございます。それにつぎましては私どもも努めていくつもりでございすけれども、独禁法の個々の規定につぎまして対象企業側に対してなお十分知識が浸透していなかった、その点については私ども独禁法の普及につぎまして努力をしてきたつもりであり、また個々の企業あるいは業界団体についてもいわゆるコンプライアンス・プログラム、独禁法の遵守体制の整備を強く呼びかけ、また各団体も特に昨今は非常に強くこれを認識して対応してもらっていると思っておりますけれども、今の御指摘をいただきますと、例えばこういう分野についてその点がまだ不十分であったということをお私ども深く反省をして、今後十分に注意をしたいと思っております。

○平田耕一君 終わります。

○前川忠夫君 私の方からは、今度の機能強化については、年来、当時は社会党、現在は社会民主

党であります。公正取引委員会を含めた独占禁止法の強化は私どもが望んでいたことであります。から、基本的に今回の法案については支持をし評価をしていきたいというふうに考えています。ただ、幾つか懸念をしている部分もございますので、これらについて若干質問をさせていただきます。と思います。

まず一つは、依然として道半ばではあります。が、政府の基本方針として大変重要な課題として規制緩和の問題がございます。

規制緩和というのは、もちろんさまざまな形態をとるわけですが、私は、この規制緩和の問題については、特に独占禁止法の分野では消費者保護というところに視点が当てられています。その場合に、いわゆる規制緩和に伴って逆にまた新たな規制をしなければならぬ分野といえます。か部分、こういうものが出てくるのではないかと。そういう部分について今回の機能強化というものがどういう役割を果たすのか、あるいはどんな意味を持っているのか、この辺についてまず最初に尋ねたいと思います。

○政府委員(小野正巳君) ただいまのお尋ねは、現在、当委員会におきまして御審議をお願いしておりますこの独占禁止法の改正は、申すまでもなく公正取引委員会の体制・機能の強化でございます。すけれども、特にこの規制緩和との関連で今回の機構改革がどのような実質的な意義、効果があるのかと、こういう点のお尋ねかと存じます。

私も、規制緩和の問題につきまして、これは申すまでもなく政府の最も重要な施策であります。またこの規制緩和と独占禁止法の積極的展開、これを一体として進めていくことが特に私どもとしても極めて重要な課題であると考えております。

そこで具体的には、今回の機構改革におきましても、御指摘の規制緩和関連部門につきまして政府規制制度及び独占禁止法適用除外制度、さらに行政指導等の調査に当たる人員を具体的に増員しております。それから、政府規制制度等の調査あ

るいは所管省庁との調整を一元的に担当する課を内部の組織がえによって新たに設けることにしております。

このように、規制緩和関連の調査・調整体制の整備ということ、そして事務局全体の機構を強化することが、今申し上げましたような規制緩和関連で他省庁との調整におきましても、これは大変調整能力の向上が図られる、こういうふうに考えております。

それからもう一つ、大変大事なことを考えておりますのは、規制緩和後の市場におきまして中小企業者や消費者に対して不当な不利益を与えるような不正な取引、これが行われることがあり得るわけでありまして、これに対して適切に対処していく、これが公正取引委員会の今後の業務として大変重要になっていくと考えております。

したがって、この点との関連では、今回の機構改革におきまして事務局総局のもとに局が二つ設置されることとなりますが、その一つであります経済取引局に特に取引部を設けて、この取引部におきまして、今申し上げました意味での公正な競争ルールの策定あるいは取引慣行等の調査、是正等の業務をこの取引部で総括をさせることにいたしました。このような業務の事務処理体制の強化を図っていく、こういうことを私ども今回の機構改革によって実現できるものと確信をしております。

○前川忠夫君 ありがとうございます。

そこで、今回の機能強化を含めまして、公正取引委員会といえますか独占禁止法政策について特に日米経済協議の中でもこれは話題になったところでありまして、そういう意味では私は必ずしも外圧をもって日本の政策が変わるということを歓迎するわけではもちろんありません。

ただ、いわゆる経済のグローバル化あるいはボーダーレスの時代と言われる中で、日本の独占禁止法というのが法施行以来かなりの年月が既に経過しております。もうかれこれ五十年近い年月がたつわけですが、この新しい国際化の時代の

中で、日本のいわゆる商習慣といえますか、あるいは経済慣行等々の中で諸外国との整合性という点で問題ありとするんですが、今の公取の事務局としてはどんなような認識をお持ちなのか、この辺についてお伺いをしたいと思います。

例えば具体的なケースを申し上げますと、これはちょっと特異なケースなんだろうと思いますが、例のあのフィルムの問題ですね。アメリカのコダック社は、本来、日本における市場の問題ですから、日本において提訴をするなりなんなりすればいいんですが、実際にはアメリカのUSITR、いわゆるアメリカの通商代表部に対して問題を持ち込んで、今、日米間の大きな問題になっているわけです。

こういった事例というのは、日本における独占禁止政策上の運用も含めまして問題点があったからなのではないかというような見方もあるんですが、けれども、この辺についてはいかがでしょうか。

○政府委員(小野正巳君) ただいまのお尋ねは、アメリカのコダック社によって提起をされましたいわゆるフィルム市場問題を例に取り上げられながら、我が国の独占禁止法の運用体制あるいは経済社会の取引慣行、そういったものが諸外国と比べてどのような位置づけが行われているか、そういうことであらうと思いますけれども、問題は二つあると思います。

一つは、現実の経済の動き、日本の市場における各分野、市場での取引慣行が他の国と一徹著しく乖離をしているのか、こういう問題がございます。確かに取引慣行はそれぞれの経済社会において特有、固有なものがございまして、各国いろいろの現実の違いがあることは当然でございますけれども、ただ経済の国際化がこれだけ進展をしておる今の経済社会でございますから、例えば十年前、二十年前に比べまして我が国の一般的な市場における取引慣行あるいは企業行為が普遍的なルールである独占禁止法の基準に沿って行われている。その意味では日本の、そしてアメリカを初めとします諸外国の経済社会における取引の慣行

実態というものがかつてほど大きな違いはなくなってきたという、あるいは大きな違いがあつてはともこの日本としてもこれからの国際経済社会に適応していけない、そういう状況にあるのかと思ひますし、その点はまた私ども公正取引委員会の業務としても国際的な整合性という一つの基準を持ちながら監視をしている、こういうことでございます。

それから、問題の二つは、取引慣行が彼我かなり類似をしてきたといまして、それではそれに対して適用される独占禁止法体系あるいはその制度がどうなっているか、もう一つは運用が具体的にどうであらうか、その点についての違いはないのかという御指摘かと思ひますけれども、日本の独占禁止法体制、制度面につきましては、これも今御指摘の五十年の歴史がございますけれども、特に近年、御案内のように何回か制度の強化改正を重ねてまいりました。したがって、例えば刑事罰、課徴金の引き上げ等を含めまして違反行為に対する抑止措置は相当強化されてきた、こういうふうに考えておりました。競争制限行為に対する規制などの基本的枠組みあるいは考え方、制度そのものは若干の違いはあるにいたしましても、諸外国の競争に比較して遜色のないものになっている、こういうふうに考えております。

しかれば、その適用面ではどうかという点でございます。適用の比較はなかなか難しいところがございますけれども、例えばカルテルのような代表的な独禁法違反行為、これに対する制裁という面で考えますと、御案内のように例えばアメリカでは刑事罰による罰金、EUにおきましては制裁金という形をとります。それから、我が国におきましては課徴金納付命令という制度がございます。これは罰金そのものではございませんけれども、違反企業に対しての抑止効果という意味ではほぼ同様と考えられます。

これが近年、大抵欧米と比べてどのような水準になっているかというのを一例で申し上げますと、例えば昨年度、平成七年度における公正取引

委員会が納付命令をいたしました課徴金の総額が約六十四億円でございます。一方、同じ年度におきましてアメリカにおける独禁法違反行為に対する罰金額、これが米ドルで四千百万ドルばかりでありますから、為替レートで換算いたしますと四十数億円、こういうことになりました。それから、EUにおける九五年度の制裁金額、これは千四百五十一万ECUでありますから、これも換算をいたしますと約十九億円ということでございます。これは一例でございますけれども、運用面で日本の現在の運用の実績が諸外国と比べても決して遜色がないというふうに私も考えております。

このように、独禁法違反行為に対して厳正に対処するとともに、競争政策全般の適切な運営に努めているつもりでございますけれども、ただ、先ほどのコダックの例に見られますように、我が国の独禁法、制度運用がまだ不十分であるという、これは私率直に誤解だと思っておりますが、その誤解がもしあるとしますと、やはり私どものPR活動等にまだ足りないところがある、こういうふうな考えざるを得ないわけでありまして、私ども地道な日々の業務の積み重ねによりまして、公正取引委員会あるいはこの独禁法の運用についての内外の信頼を一層高めるように、積極的な法運用に努めてまいりたいと考えております。

○前川忠夫君 時間の関係がありますので、最後にお尋ねをしたいと思うんですが、独占禁止法の第一条、独占禁止法の目的は、基本的には私は消費者保護という視点がもろん一つはあるんだらうと思います。ただし、消費者というのとは物をつくっているという意味では生産者でもあるんですね、日本のような場合には。同時に、それに介在するさまざまな事業を営んでいる方があるわけですね。私は、物が安く手に入るという点では確かに消費者にとっては大変好ましいことだと。と同時に、最近の価格破壊ということが、結果的には生産者に対するさまざまな圧力になったり、あるいは不安材料になったり、場合によっては

てもではないけれどもやられてはならないというところで、業をやめたいというケースも出てきているわけです。

と同様に、衆議院の委員会の際にも私どもの委員から質問があったと思っておりますけれども、例えば最近の極端な例としては家電製品の不当販売と言われるような事例、こういうものを見ていますと、消費者を保護する、あるいは消費者の利便がまず最優先なんだという視点が余りにも強くなりまして、生産をする立場とかあるいは流通の業界とか、そういうところと逆にならしたしわ寄せがいくという、こういう相矛盾をするケースというのがよく出てくるんですね。この辺のバランスとかミスマッチの部分について、これからの公正取引委員会としてどんなような視点で対応していくか、それとしていくのか。ぜひ今度の機能強化の問題については、国民の側から見しても公正取引委員会に頑張ってもらいたいという声があるのと同時に、本当に何をやっていくんだという声があることも事実でありますので、この辺のこれからの姿勢も含めて、委員長の方からの決意を含めてお聞かせをいただければというふうに思います。

○政府委員（小堀正巳君） ただいま独禁法の一つをお引きいただきまして、消費者利益の確保ということが独禁法の目的であるけれども、一方生産者の視点も、こういうお尋ねでございますけれども、端的に市場におきましては極端な安売りのケース、これを例にとつての御質問でございます。

事業者が創意工夫、つまり公正自由な競争を通じてより安い商品を提供する、これはもう端的に消費者の利益でございます。ただ、そうではなくて、採算を度外視した著しく低い価格で商品を販売する、そして顧客を獲得しようとする行為は、これはもはや正常な公正な競争手段とは言えないと。したがって、それは結果的に消費者の利益にもならない、独禁法上も問題にせざるを得ない、こういうふうな考えをしております。具体的に、独占禁止法上の不当販売の疑いのある事案につき

ましては、そのような端緒に接しました場合には、当然のことですが調査を行い、違反のおそれがある場合には所要の措置を講じているところでございます。

ただいま御指摘の家電の著しい不当販売につきまして、私も早急調査をして注意をしたところでございますが、今後とも、先ほど申し上げましたけれども、規制が緩和された後に競争が本当に活発に行われるようになった市場で中小企業者、これは消費者も含みますけれども、に不当な不利益を及ぼすような、例えば不当販売等のような不正な取引方法、これが横行するようでは、これは私どもとしては見逃すわけにはもありませんまい。今後とも厳正に対処していく所存でございます。

○前川忠夫君 ありがとうございます。終わります。

○小島慶三君 きょうは委員長お出ましをいただきまして、ありがとうございます。

私は、この独禁法の今回の改正については大変大きな期待をかけていたわけであります。しかしながら、実際提案された法律案を見ますと、非常に長年の懸案であった持ち株会社の問題には全然これは触れておられないということで、機構の拡充、もっと公取さんの立場で言えば機能強化ということかも知れませんが、そういうことだけに終わっておるわけでありまして、私は大変これには賛成できないものであります。

やはり財政困難なこの時期に、リストラが最も必要な時期に行政機構を拡充するということはいかなるものかというところが一点であります。それから二点としては、先ほど同僚委員からの御質問がいろいろございまして、規制緩和のための調整という点、規制緩和のための規制という点、何かそういう点がにじみ出るような機構改革ではないかというふうに私は思います。その二点でこの法案には私はこのままでは賛成できないという立場を申し上げておきたいと思っております。

公取さんの方のお立場で今後とも持ち株会社の問題をどういうふうにお扱いになるつもりか、これをお伺いしたいと思います。

○政府委員（小堀正巳君） 持ち株会社規制の見直しについてのお尋ねでございます。

この点につきましては、先ほども申し上げましたけれども、政府の規制緩和推進計画の中でも、企業のリストラの促進あるいはベンチャー企業の振興等を図る見地から、独占禁止政策に反しない範囲で持ち株会社の解禁を行うものとして所要の検討を行う、こういうふうな掲げられておりますことは御案内のとおりでございます。私どもも、昨年来特にこの問題について内部での検討、そして企業結合に関する第四章改正問題研究会等の場でもいろいろ議論をしていただきまして、私ども政府の規制緩和計画に掲げられたような方向に沿っての見直し作業に従事してきたところでございます。

ただ、法律の改正の問題でございますから、当然に与党間の基本的なコンセンサスが必要でございます。この点は、先般来、与党三党間におきまして、独占禁止法改正問題についてのプロジェクトチームが設置をされまして、この持ち株会社問題を中心に極めて精力的な御検討が行われているところでございます。

したがって、私どもは、現在この御検討の結果を見守りながら、その結果を踏まえつつ先ほど申し上げました独禁政策に反しない範囲での持ち株会社規制の見直しという所期の課題に対して今後とも積極的に取り組んでいく所存でございます。

○小島慶三君 ぜひそういう角度で、小堀委員長のもとでそういった方向が実現するように私も強く希望を申し上げておきたいと思っております。

それからもう一点でございますけれども、今の持ち株会社の問題が日本とアメリカの独禁政策上の一つのギャップといえますか食い違いといえますか、そういうことであると思うんですけれども、それ以外にもいろいろアメリカから指摘され

ておる日本の公正取引政策上のいろんな弱点といひますか、そういう点について一体どういふふうな問題があと残つておるのか、それに対して公取さんではどういふふうなその対応をお考えなのか、これをお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(小粥正巳君) ただいまの御質問は、諸外国、特にアメリカから独占禁止制度あるいは政策についてどのような要請が寄せられているのか、それに対して公正取引委員会あるいは日本政府がどのように対応してきたか、こういうお尋ねでございます。

この点につきましては、詳細にわたることは避けまされども、御案内のように、近年特に日米構造問題協議、この点におきましてアメリカ側は、いわば日本経済の構造に関する問題として競争政策に関する特に三つの分野についての種々の要請がございました。

一つは、排他的取引慣行に関する事項でありまして、その中で、特に違法行為に対する独占禁止法上の対応を制度、運用面で強化すること。系列に関する事項として、流通・取引慣行ガイドラインの作成その他監視、調査を実施すること。流通に関する事項として、特に景品に関する公正競争規約の見直し、こういうものがございました。この内容につきまして詳細に御説明する時間はございませんけれども、それぞれ制度の改正その他見直しを逐次行つているところでございます。

それから、平成五年になりますと日米包括経済協議、このような表題のもとにいわば枠組みがつくられて、規制緩和・競争政策作業部会の場で具体的にこれまで八回の会合がございましたけれども、そこでアメリカ側からさらに競争政策に関する要望事項がいろいろ寄せられております。その中で主要なもの申し上げますと、刑事告発の増加を含む独禁法の運用強化、それから、ちょうど今御審議をお願いしております法案とも関連をいたしますが、公正取引委員会事務局の機能あるいは組織の拡充強化、それから適用除外カルテル制度の廃止の観点からの見直し、さらに国際契

約の届け出義務の廃止等と、かなり具体的な制度の改廃等についても端的な要請が寄せられているところでございます。

また、この点に關しまして、平成二年の告発に關する方針の公表以來、これはアメリカに比べれば、彼等の対応、運用の違いがございまして、刑事告発につきましても、私ども、件数は多くはございせんが、特に重要、大型な事案を中心に刑事告発を積極的に進めているところでございます。事務局体制の強化につきましても、今回の法案で御審議をお願いしているところでございます。適用除外カルテル制度の廃止の問題につきましても、先般の三月の規制緩和推進計画改定の中で、現在四十七制度、他の法律による独禁法適用除外制度がございまして、その七割強に当たる三十三制度を平成十年度末までに廃止する方向で見直しを行う等、結果的にはアメリカ側の要望に対応する制度の強化あるいは運用の積極的展開を図つているところでございます。

ただ、一言申し上げさせていただきますと、このような要請がたまたま近年米國から寄せられてきたことは事実でございますけれども、私ども、米國から要請があったからいわば受け身でこのような独禁政策の強化を行つていっているという、そういうつもりは毛頭ございせん。アメリカの要求も確かに一つの端緒ではございますけれども、これは端的に申せば、外からだけではなく、むしろ規制緩和推進が現在内閣の最重要課題になつておりますことでも十分でございますけれども、それと一体としての競争政策の積極的展開がまさに日本の国内から極めて強い要望として、政策的な課題として意識をされていり、そういう背景のもとに今幾つかの例で申し上げましたような強化を行っている。それがたまたまあるものはアメリカ側の要請、要望とも一致をするものである。一方で、アメリカ側の要望、要請の中でも、内容的にはやや誤解に基づく注文あるいはまた日本の経済社会の実態にない法制度の考え方からして、受け入れる必要がない、あるいは受けるべきではない、そ

ういうものも幾つかございます。

これも詳述は避けまされども、そういうものについてはもちろんこのような考え方、このようない理由で米側の要請は受け入れられないということとを日米協議のそれぞれのレベルの場におきましてアメリカ側にも明確に説明をして理解を求めたいと思ひます。

○小島慶三君 ありがとうございます。御理解いただきたく思います。

非常に多岐にわたつておると思ひますけれども、アメリカ側で理のあるもの、これを受け入れるのにはやぶさかでないと思ひます。やはり先ほど前川委員のお話もございましたようなその国の事情というものはございまして、ぜひ公正取引政策としての自発性といひますか内発性といひますか、そういう点に重点を置いてこれからの政策をお願いしたい、こういうふうに思ひます。

○平田健二君 平成会の平田でございます。

まず、公取の機能の強化ということについてお尋ねをいたしたいと思ひます。平成元年の日米構造協議以來、いろいろな公取の機能強化が行われてきたわけでございます。先ほど小粥委員長の御話にもございました課徴金の改定でありますとか刑事罰の強化、こういったものが行われてきたわけでございます。しかし、それでも相変わらずカルテルや不正な取引が横行しております。さきに公取が調査で発表いたしました下請をいじめたおとというふうな実態、あるいはこの数日間の新聞報道を見ましても、牛乳の不当表示あるいは製パン業者の日付の問題、あるいは先ほど同僚委員から出ました電気製品の問題、あるいはまた同僚委員から出ました電気製品の問題、いろいろな問題があるわけでございます。そこで、公取がこれから活躍する場はいろいろあると思ひますけれども、先ほどもありました

アメリカを初め外国から公取をもっと強化すべきだという要請もございまして。のみならず、国民的な視点から見ましても非常にそういう要望は強いわけでございます。今回の法改正で組織も一新され人員もふえるわけでございますが、公取としての組織強化、機能強化についての決意をまずお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(小粥正巳君) ただいまの御質問は、御審議をお願いしております今回の独禁法の改正法案によりまして、一体公正取引委員会がどのように体制、機能を強化していき、これからどういふ考え方で独禁法を運用していこうとするか、こういうお尋ねでございます。

私ども、今回の機構改革によりまして、一般的に申せば、何よりも業務の効率性あるいは機動性、そして政策立案、調整機能を向上させる、これを最大の眼目としていられるわけでございます。御指摘のように、内外から公取の今後の業務につきまして非常に強い要請が寄せられておりますが、それを果たしていくためにふさわしい機構の拡充、こういうことを考えているわけでございます。

そこで、特に機構改革によりまして具体的にどのような取り組みができるかと考えているのか、こういう点を例示的に申し上げます。入札談合行為のような独占禁止法違反行為への厳正な対応、特に大型、重大な事件、国民生活に密接に関連する事件等への積極的な取り組み、これは審査部門の強化、特に新しく設けられます審査局の中に特別審査部を設けまして、こういう点にとりわけ専門的な知識、技能を持つ職員を集中して対応しよう、一つの例がこれでございます。

それからもう一つ、先ほど来いろいろ御議論がございました政府規制の見直しあるいは適用除外制度の見直しでございますけれども、新設の経済取引局によりまして、いろいろな行政分野を持つております他省庁との調整機能、これが格段に向上する、こういうことを期待しているわけでございます。

ただ、さらに一言つけ加えさせていただきたいのでございますけれども、御審議をいただきますと、幸いこの機構改革が制度として成立をいたしましたも、私、決してそれで十分であるとは考えておりません。非常に大事なことは、機能の向上ということを申しましたけれども、いわば入れ物である制度だけがいかにか立派になりましたも、実際にそれを運用する職員の個々のモラルあるいは

せっかく今回公取の機能を強化するわけでございますので、こういった末端の現場で行われておる押しつけ販売、こういったものについて被害者からの苦情を受け付ける相談コーナー、こういった

その未然防止あるいは違反行為摘発のための大

どういふことかといいますと、私は選挙区は岐阜でございまして、木曽川の近くに家があるんで

すが、いろんな方とお話をしていますと、木曾川の堤防の工事、護岸工事等について、もう十年來ほとんど業者の方は変わりません、私も指定業者さんだけれども特定の業者しかもう落ちできないんだ、何か変なことがあっているんじゃないかなという、こういううわさが実は飛び交っているわけです。しかし、そういううわさがあっても、実は住民の皆さん、国民の一人一人にこういった独禁法第四十五条のような法律があることが理解されていない、どこにどういうふうな持っているのか、このあたり、こういう状況にあると思われまゝ。

そういった面では、公正取引委員会の窓口が十分に機能していない、PRされていないというふうに思われますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(小粥正巳君) ただいま独禁法第四十五条をお引きいただきまして、情報提供に対する通知制度、これが十分一般の国民レベルに浸透していないのではないかと、お尋ねでございます。

これは私も懸命にPRに努めてきているつもりではございますけれども、今御指摘のような実態があるといいたしますと、まだまだ私どもの努力不足であるというのを反省いたしまして、今後の機構改革をお認めいただきまして、やはりそういう点にも十分意を用いたいと思っております。

それから、お尋ねの、例えば入札に関して不利益な取り扱いを受けているのではないかと、そういう疑いについての情報でございますけれども、そのようなものを含めまして、文字どおり独禁法におよそ関連するいかなる情報でも、私も先ほど申し上げました、本局であれ地方事務所であれ、これは積極的に受けたいと思います。申し上げましたように匿名でももちろん結構でございます。お電話であれお手紙であれ、それはもういかなるものでもお受けいたします。

ただ、念のために申し上げなければいけませんのは、先ほど入札についての具体的なケースをお示しになってお尋ねでございますが、ある情報

がありまして、私もそれを受けましたら必ずこれは調査をいたします。ただし、調査をした結果、違法行為の疑いありとして審査活動に入る場合と、調査をしてみただけでもどうしても疑うに足りだけの相当程度の資料と申しますかそれが見当たらないという場合ももちろん具体的にございまして、ですから、およそ情報提供すれば必ず公取がいれば審査という形で動くはずだということまで御期待をいただきますと、時にそのとおりにならない場合もございまして、その点は、恐縮でございますけれども、御理解をいただきたいと思います。

しかし、いかなる情報であれ、私も丁寧にお伺いをして、私どもの調査活動の重要な端緒として活用させていただきますし、文書で明示の場合は、いずれにしましても調査をした結果についての御連絡、通知をさせていただきます。この条文の規定どおり運用しているつもりでございます。

○平田健二君 今申し上げましたのは、そういう事実があるから取り締まれということではなくて、そういうことが起こっておるのに、法第四十五条でそういうことが文書でも何でもとにかく公正取引委員会へ連絡をすることができるといふ、そういう方法があるというのをPRしてほしい、こういうこととあります。ひとつよろしく。

○政府委員(小粥正巳君) 御指摘を踏まえまして、十分今後対応させていただきます。

○平田健二君 先日、新聞の朝刊を読んだら、国を代表する新聞であります。内容は「中国医大留学で医師資格を取得」、こう書いてあるんです。私読みまして、普通の語学力といえますか普通の感覚で読んで、ぼつと見て、中国の医科大学へ留学をして医師の資格を取って日本で医師の活動ができる、こういうふうな読めるわけです。これを見まして私、日本ではそうではないはずだ、多分日本の国の医師の国家資格がありますから、

そういった資格を取らなければお医者さんになることはできない。

そこで、私は警察に見解を求めました。警察の方は、担当省庁の行政指導が優先し、その手の負えないとき、被害の実態があつてから、うそだけで取り締まる法規がないという説明でした。次に厚生省へ聞いてみました。内容は明らかに誤りであるが、厚生省には医師法にしろ医療法にしろ対応する手段がないというところでございました。双方が言いましたのは、被害が出る前に対応ができるのは、不当な表示の禁止ということで公正取引委員会しかないんじゃないでしょうか、こういう回答をいただきました。誇大広告の場合には、禁止は訪問販売法にもございますが、訪問販売や通信販売に該当しない場合には訪問販売法もどうすることもできない。こういうわけでございまして、不当な表示ということで公正取引委員会が機能しなければ、被害が出るのを待つということしかないわけであります。不当な表示を防止するといふことで公正取引委員会ではこういったケースに排除命令を出すことができないのかどうか、お尋ねをいたしたいと思います。

○政府委員(小粥正巳君) 一般的に申しますと、一般消費者に誤認をさせない顧客誘引となるような不当表示でありまして、これは景品表示法によって規制の対象になるというところは御案内のとおりでございます。

ただいまのお尋ねの件につきまして、私、具体的な事実関係を承知しておりませんので、一般的にお答え申し上げますけれども、確かにそのような広告がありますと、しかし日本では医師は国家試験による免許が必要でありますから、その点は一般消費者に誤認をさせる程度に至るかどうか、つまり景品表示法上の不当表示に当たると直ちに言えるかどうかという点は私もちょっと自信がございません。

その点はまさに法律上の要件であります。一般消費者に誤認をさせる不当な顧客誘引になるかという、ですからあくまで実態を検討させていただか

なきやいけませんけれども、もし一般消費者も誤認するような不当表示であるという独禁法上の認定ができますれば、これは景品表示法の問題、違法行為の疑いありとして適切に対応しなければいけないと考えておりますけれども、この点は実態を私もまたよく検討させていただきたいと思っております。

○平田健二君 それからもう一点。

この広告を出した新聞は日本を代表する新聞社であります。名前は申し上げませんが、こういった非常に紛らわしい広告を、日本を代表するような新聞社が調査も何もしないでこういった広告を載せることについてどう思うか。

○政府委員(小粥正巳君) 独禁法上、独禁法の特例法であります景品表示法は、これはあくまで当該事業者が自分の供給する商品あるいはサービスに関して行つた広告表示が規制対象でありますから、仮にそれが不当表示に当たれば、その事業者が規制の対象になります。

したがって、そのような表示広告を載せた広告媒体、例えば新聞が直接独禁法上の規制対象にはならないわけですが、ただいまのお尋ねは、仮に独禁法上でなくとも、その広告媒体自体の一体責任はないのか、こういうお尋ねであらうかと思ひます。

私どもの業務の範囲におきまして、例えば実際にやっていることでございますが、広告媒体の団体がございまして、そこを提議をとりまして、少なくとも景品表示法上問題がある広告が生じることのないよう、その未然防止のためのいろいろ打ち合わせなり調整を行っているところであります。独禁法上の問題としては広告媒体との関連は、私どもとしましては、不当表示に当たるような広告が掲載されることのないように、法規制の対象でございませぬけれども、広告媒体の団体等とよく連携をとってまいりたいということでございます。

○平田健二君 次に、梶山官房長官にお尋ねをい

たします。お忙しい中、本当に御苦勞までござ
います。

今回の法改正で、委員の定年が六十五歳から七
十歳に延長されるということでございます。この
法案の趣旨では、ふさわしい人材を広く求める観
点からというところになっております。その実効が
担保されなくては意味がないわけでありまして、
例えは昭和二十二年の公取設立時の公正取引委員
会の委員の構成は、委員長は中山喜久松さん、大
同製鋼会長を初め日本勧業銀行の理事、それから
弁護士、京都大学の教授と、民間の出身の方が四
人もいます。当時は七名の委員だというふうに
聞いておりますが、四人が民間の出身ということ
で過半数を占めておったわけでございます。そこ
ろが、その後、民間からの登用がなくなりまし
て、日銀関係を除きますと、昭和二十七年に就
任された高野善一郎さん、日経新聞政治部長が最
後の民間からの委員の任用でございました。それ
以降は民間からの登用はないわけでございます。
きのう、おととい、それからきょうにかけての
報道によりますと、小堀委員長の後任の委員長さ
んの候補者は四代続いた大蔵省の出身から法務省
の出身にかわると、こういうことが報道されてお
るわけでございます。これはお役所の中のとら
い回しではなくて、本当に趣旨説明のように広く各
層から委員を選出しなければならぬと思ってお
ります。

そこで長官にお尋ねするわけですが、今
後民間から委員を選出する意向はあるかどうかを
お尋ねいたします。

○国務大臣(梶山静六君) 委員御指摘のとおり、
公正取引委員会の行政は、経済の広範な分野にお
ける事業者の活動を対象とし、かつ処分に当たり
準司法的な手続がとられるなど、法律または経済
に関する豊富な知識と高度な専門性が必要とされ
ております。

そういうところから、委員長及び委員につ
いては、独禁法において、三十五歳以上で法律または
経済に関する学識経験のある者のうちから総理大

臣が両議院の同意を得て任命されるということに
なっております。

今回の改正法案は、委員長及び委員の定年の引
き上げが盛り込まれ、今後はなお一層幅広い範囲
からの人選を可能にすることを目的としたもので
あることは御承知のとおりであります。法律や経
済に関する豊富な知識と高度な専門性を備えた人
材が幅広く選考され、両議院からの同意を得て任
命されていくものというふうに期待をいたして
おるわけであります。

人事については幅広い人選を可能にすることを
目的としておるわけでありまして、ただいまこの
法案の審議をいただいているところであります。その
趣旨を踏まえて、これからは独禁法改正の規定に
従い、しかるべき時期に所要の手続がとられて人
選が決定されるものというふうに期待をいたし
ております。

○平田健二君 次に、持ち株会社の解禁問題につ
いてお尋ねをいたします。

今回の法改正で、持ち株会社解禁問題も一緒に
盛り込まれて法案審議をされる予定であったとい
うふうに聞いております。まず最初に、なぜ今回
の改正案の中で見送られたのか、その理由と背景
について伺いをいたしたいと思っております。

さらに、今後の法案作成のプロセスについてお
尋ねをいたしたいわけですが、持ち株会社
解禁についてはさまざまな観点から議論がされて
おるといふふうに思っています。中でも、雇用問題
を中心とする労働条件や特に労使の交渉に大きな影
響を与えるということが懸念をされておるわけ
でございます。やっぱりこういった問題は、国民各
層から広く意見を聞き、判断することが必要では
ないかなというふうに思っております。一部の報
道によりますと、労働組合と話をされておるよう
ですけれども、どうもその話し合いが暗礁に乗り
上げておるといふふうに聞いております。私は、
この持ち株会社解禁について、今国会は見送った
けれども次の秋の臨時国会ではまた出すよと、こ
ういったことになるのではないかなと危惧をして

おるわけでは

そこで、梶山官房長官にぜひお願いをしておき
たいのは、やはり労働組合あるいは国民各層の合
意がないとこの改正法案については提出はしない
んだということまでひとつお願いをしたいと思いま
すが、梶山官房長官が大臣に在任中は提出しない
よとぜひ一言でいただいた方がいいことをお願い
して、最後の質問にいたしたいと思っております。よろ
しく願います。

○国務大臣(梶山静六君) 持ち株会社の禁止制度
については、この三月に閣議決定がされ、改定さ
れた規制緩和推進計画において「持ち株会社規制に
ついて、企業のリストラの促進、ベンチャー企業
の振興等を図るため、独占禁止政策に反しない範
囲で持株会社を解禁すべく見直しを行い、所要の
措置を講じる」ということになっていたされてお
ります。

現在、この問題は与党三党で独占禁止法改正問
題プロジェクトチームが設置をされ、持ち株会社
解禁に伴う労働問題等も含め検討が行われるとこ
ろであり、政府としてもこのプロジェクトチーム
の検討結果を踏まえてこれから適切に対応されて
いくということにしたいと考えております。

○平田健二君 ありがとうございます。

○山下芳生君 独禁法の改正については、持ち株
会社解禁をめぐっていろいろな経過があります
が、今回の改正案そのものの内容は基本的に公正
取引委員会の機能を強化するという方向にあると
思っていますので、賛成するものであります。その上
に立って若干の問題点についてたざしたいと思
います。

一つは、下請企業対策であります。

公取全体の定員はふやされておりますのに、こ
の間、下請法関係の定員は八九年をピークに九〇
年、九一年、九二年と毎年減り続け、以後三十九
名で横ばい状態であります。全体の定員がふえて
おりますので、下請法担当者のウェイトは減り続
けております。公正取引委員会が先月十五日に発
表した九五年度下請法運用状況調査によれば、こ

の二年間、違反事件発生件数は減ってきているも
の、実体規定違反では減額や返品あるいは買い
たたきなど、悪質な違反事例の割合がこの四年間
一貫して増加をしております。長期にわたる不況
で深刻な経営にあり、しかも親企業の犠牲にされ
て下請中小企業を守るために、この部門の定
員をふやして迅速な対応をするところこそ公正
取引委員会の存在意義があるのではないかと私は
思います。官房長官にこの点での政府の姿勢に
ついて確認をしておきたいと思っております。

○国務大臣(梶山静六君) 下請法担当部門を含む
公正取引委員会の機構・定員については、これま
で政府全体において行政改革を推進している厳
しい状況のもとで、関係各機関の御努力により毎
年その整備充実が図られているところでありま
す。

委員御指摘の、いわばこの下請事業者を守るた
めの下請法担当の人員について横ばいではないか
ということが言われておりますが、以前から見ま
すと、最近では横ばいかもしませんが、定員の増
加は見られておりますし、機能化が進められ、現
実に各種の調査や苦情処理やあるいは対策が講じ
られていくことははるかに前進をいたしておる、
このような認識でおりますし、さらに徹底をして
まいりたい、このように考えております。

○山下芳生君 次に、最近の中小企業分野で起
こっている問題について質問をしたいと思いま
す。

先日、中小企業家同友会全国協議会あるいは全
国商工団体連合会から要望、要求を聞かせていた
だきました。下請取引の適正化、公正取引の確保
が共通した要求でありました。

以下、聞かせていただいた具体例を挙げて公取
の対応を聞きたいと思うんですが、まず下請法違
反事件がかなり広範に広がっているという問題で
あります。

例えば、当初の契約を発注者である親企業の都
合で途中で設計変更し、単価は納品時に調整する
というようにしておきながら、結局その経費増を

下請である中小企業の負担にさせるという、これは下請法違反あるいは優越的地位の乱用にも当たるケースだと思いますが、こういうケースが最近ふえてきております。ところが先日、業者がこの問題で公取に申告に行きますと、レバケースとして相手にしてくれなかったと非常に憤慨をされておりました。これは公取としてもきちっと対応をする必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(小野正巳君) ただいまのお尋ねのようなケース、つまり親事業者が一方的な都合で、その下請事業者が責任がないのに設計その他発注の内容を変更して、そのまた費用を負担させる、代金の減額をする、こういう行為は、念のためでございますが、その場合に下請法の適用がある場合には当然この下請法上の買いたたきあるいは代金減額に該当するおそれがあるということで、もちろん事実をどのように確認できるかということによりますけれども、私どもとしてこれを見逃すようなことはもちろんしてはいないつもりでございます。

今のお尋ねは公取に申告をしたけれども相手にされなかったという御指摘でございますけれども、私どもとしますと、一般的に本局でも地方でも、先ほど来お答え申し上げておりますように、私どもの違法行為に対する審査活動の大事な端緒でございますから、すべてどのような情報でも私どもとしては丁寧にそのお話を伺っておくように指導しているつもりでございますので、その点はさらに徹底をさせていただきたいと思っております。

ただ、先ほど申し上げましたように、このようなケースが間々下請法の直接の対象にならない、御存じのように製造業あるいは修理に今の下請法の適用範囲が限られているというところは御案内のとおりでございますから、この下請法の適用対象にならない場合ということも考えられるかもしれません。その点は具体的な事実を承知しておりますけれども、一般的な、もう一度申し上げれば、このような事例につきまして具体的な情報に

接しました場合には、当然下請法上厳正な調査を行って、問題のある行為が認められれば適切に是正、対応をいたしますし、もしも御指摘のように窓口が大変不親切であったというようなケースがありましたら、私ども早速、それについてはそのようなことがないように今後十分に気をつけて対応させていただきます。

○山下芳生君 ぜひ丁寧かつ厳正な対応をしていただきたいと思います。

上禁止されております不当販売に当たると疑いがあるということで審査を行いまして、関係人に対して、このような行為は法違反であるから今後同様の行為を繰り返さないようにということで明確に注意をしたところでございます。

次に、いわゆる価格破壊で問題になっております家電量販店の問題です。

たゞいま御指摘の、新聞で当事者がどのように言っているかという、それについては私ども申し上げる立場ではございませんけれども、明らかに不当販売に該当するおそれがあるという指摘をし、今後同様の行為を繰り返さないようにという注意をいたしました。その点については、企業側関係人も十分認識をしているところであると申し上げます。

栃木県宇都宮市のコジマという大手家電量販店チェーンの例ですが、先着十名に限って扇風機を一元で販売し、そのお客にはお車代として千円をキャッシュバックしております。私は、これは不当販売や差別対価あるいは景表法の違反のおそれがあると思いますが、当事者は、事前に公正取引委員会に意見を打診したが問題ないという確認をとっていると言っております。こうした事態の進行の中で、一般の家電商は深刻な経営危機にさらされているわけですが、公取は先日、こうした安売り合戦を繰り広げている北関東地域の量販店三社に対し口頭注意をしたそうでありましたが、これまた当事者は、公取から注意を受けた事実はないとマスコミに答えております。一体どんな指導をしているのか、これが一点です。

それから、製造物責任法、PL法の施行に伴いまして、親企業が下請企業や子会社に対しみずから責任を転嫁することを認めさせる誓約書の提出を強要したり、PL保険への加入を取り引条件にするなどの事態が頻発しております。公取は指導通達を出しておりますが、一向に改まっていないうい、ぜひ実態を調査して指導、改善を強めてほしいという要望も出されております。

以上二点、公取の具体的な対応をお聞かせ願えますか。

それから、私どもは、これは中小企業庁も同様でございますけれども、毎年下請法違反行為の監視のために書面による定期調査を行っているわけですが、平成七年度後半以降の定期調査に、今度施行されましたPL法につきまして新たにPL法関連の調査項目を加えまして、御指摘のようにな不当な責任転嫁等の行為の有無について監視を行っているところでございまして、もし不当な行為がこのような調査等、あるいはいかなる申告に基づきましてそのような行為が認められる場合には、申すまでもなく下請法あるいは独禁法の規定に基づきまして厳正に対処してまいります。

○政府委員(小野正巳君) ただいまの家電業界のいわゆる一元セールについてでございますけれども、私どもといたしまして、この問題は独禁法

す。

○山下芳生君 もう一つ、現在中小企業には団体法などに基づいてカルテル規制の適用除外が認められておりますが、規制緩和の動きの中で新しい事業がなかなか認められない、あるいは現在認められているものも見直されることになっていることから、中小企業者の中で不安感が広がっております。中小企業が共同で事業を進めることによって大企業とも公正で自由な競争を進めるためには、現行制度はどうしても必要であり、安易な見直しは行わずに公取も耳を傾ける必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(小野正巳君) ただいまのお尋ねは、事業者間の競争を制限する独禁法適用除外制度の見直しに関連する問題でございますけれども、私も一般論とすれば、中小企業分野を含めまして我が国市場における公正かつ自由な競争を一層促進することが重要でありまして、この見直しに、これは規制緩和と推進計画にも明記をされておりますけれども、積極的に取り組んでいるところでございます。

ただ、見直しに当たりましては、御指摘の中小企業の方々を含めた各方面の意見を参酌しながらその必要性を判断しているところでございまして、これも一般論として申し上げれば、取引上弱い立場にある中小事業者のような立場の方々には、規制緩和後の市場で不当な不利益が与えられることのないように、先ほど来御指摘もあります不公正な取引法などに対して厳正に対処していく必要があると考えております。

なお、御指摘の中小企業団体のカルテルの適用除外制度につきましては、今回のこの見直しの閣議決定におきましても、その内容についてなお引き続き検討することとされておりますものもありませんので、現在これらについて制度の必要性の検討を含めて見直しを行っているところであるということとを御報告申し上げます。

○山下芳生君 最後に、今回の法改正によって近

畿地方事務所に中国事務所及び四国事務所を統合することになり、現在の中・四国事務所はそれぞれ支所に格下げとなります。

この機構改革には二つの心配点があると思います。一つは、中・四国事務所にあった決裁権限が近畿事務所に移り、行政事務の処理に相当の時間がかかることになって、結果として消費者や事業者が不利益をこうむることになりはしないか。それからもう一つは、両地方事務所で働く職員などの賃金や労働時間を含む処遇が支所に格下げになることによって引き下げられることにはならないか、またこれから採用される職員にもその心配はないのか、この二点を確認しておきたいと思えます。

○政府委員(小粥正巳君) ただいま御指摘の今回の機構改革によりまして、私どもの地方事務所の中で比較的規模の小さい中国、四国両事務所につきましては近畿事務所に統合して違反事件に対する審査活動等をより効率的に行うということで、効率性の見地から統合を行うことにしたわけでございます。しかし、この三事務所の統合後におきましても、それぞれの現在の事務所の所在地に支所を設置いたしまして、御指摘のような地域における事業者、消費者に御不便をおかけすることのないように、例えば各種の届け出や相談の受け付けその他、いずれにしても現行と事実上変わらない業務処理体制を構築する予定でございますので、その点の御懸念のないように私どもも対応させていただきます。

それからなお、今後それらの支所となった従来の両事務所におきまして新たに採用される職員でございすけれども、これらの職員が不利に扱われるというようなことは、これはもう全く私ども想定しておりません。そのようなことの御懸念もまた起こり得ないように対応をさせていただきます。

○山下芳生君 終わります。

○委員長(斎掛哲男君) 他に御発言もないようですから、両案件の質疑は終局したものと認めま

す。

これより両案件を一括して討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより直ちに両案件の採決に入ります。

まず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(斎掛哲男君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、公正取引委員会事務局の地方事務所の管轄区域の変更及び支所の設置に関し承認を求める件について採決を行います。

本件を承認することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(斎掛哲男君) 多数と認めます。よって、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、両案件の審査報告書の作成につきまして、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(斎掛哲男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時九分散会

第十号中正誤

ページ 段 行 誤 正
二 三 終わり 非加盟者 非加盟社

第十一号中正誤

ページ 段 行 誤 正
六 四 終わり 国家的 効果的

平成八年六月十七日印刷

平成八年六月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C